

第106回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第4日)

令和4年3月22日(火曜日)

出席議員 (12名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
			8番	岡 本 義 次
	9番	金 谷 英 志	10番	山 本 幹 雄
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ		
欠席議員 (1名)	14番	石 堂 基		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎基彦	書記	大上千佳
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	企画防災課長	江見秀樹	税務課長	大永和重
	住民課長	山田裕彦	健康福祉課長	長峰忠夫
	高年介護課長	古市宏和	農林振興課長	松阪鉄矢
	商工観光課長	真岡伯好	建設課長	重崎勇人
	上下水道課長	梶本周作	上月支所長	高見浩樹
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	和田始	教育課長	宇多雅弘
	生涯学習課長	谷邑雅永		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 3 号 佐用町第 2 次総合計画後期基本計画の策定について
日程第 2. 議案第 4 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 3. 議案第 5 号 第 2 次佐用町男女共同参画推進計画の策定について
日程第 4. 議案第 20 号 令和 3 年度佐用町一般会計補正予算案（第 9 号）について
日程第 5. 議案第 21 号 令和 3 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 6. 議案第 22 号 令和 3 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 7. 議案第 23 号 令和 3 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 8. 議案第 24 号 令和 3 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 9. 議案第 25 号 令和 3 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 10. 議案第 26 号 令和 3 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 11. 議案第 27 号 令和 3 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 12. 議案第 28 号 令和 3 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 13. 議案第 29 号 令和 3 年度佐用町石井財産区特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 14. 議案第 30 号 令和 3 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）について
-

午前 0 9 時 3 0 分 開議

副議長（小林裕和君） おはようございます。

皆様おそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまです。本日も、よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日、石堂議長より、治療入院のため、本日の会議を欠席する旨の届が提出され受理しており、議長が欠席されていますので、地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、副議長の私が議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。日程第 1 から日程第 14 までの提案に対する当局の説明は、3 月 2 日に終了しておりますので、順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第 1. 議案第 3 号 佐用町第 2 次総合計画後期基本計画の策定について

副議長（小林裕和君） まず、日程第 1、議案第 3 号、佐用町第 2 次総合計画後期基本計画の策定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 計画案全体を通して、私が気がついたことですが、紙面の写真

関係が、以前の前期の時に使われていたものとは、変わってはいるんですけど、空白になっているところが何か所かありました。19、28、ページ数全部正確にはあれですが、ありました。34。文書、構成の関係ではあるんですけど、そのへんが、ちょっと、計画として、このままの状態で製本になるのであれば、ちょっと、考えていかなければいけないんじゃないかなと、私としては思いましたので、そのへんは、計画全体としては、どのようなものなのか。

その点と、もう1つ、その写真の関係でいくと、57 ページ、59 ページ、それから、61 ページに、それぞれ課題というか、テーマに対して、その地域の写真というのは、すごく文書を読むのは大変だけど、写真を見るのは、すごく相手にといいのか、読み手にとって分かりやすいので、配置の仕方が、例えば、57 ページだと、全てが佐用町内。59 ページは上月。61 は三日月と南光というふうに、考えてされたんだろうとは思いますが、そのテーマからいくと、いわゆる旧町に偏る写真のあり方は、私としてはですが、どうなのかなという印象を持ったので、その写真について、構成について、まず、1点、伺います。

〔企画防災課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） お答えします。

スペースが余っているという、まず、1点目ですけれども、計画書を見やすくするために、節とか、その中の項目を区切るの、どうしてもスペースというのは生まれてきます。

写真については、以前の前期の基本計画のものを生かせるものは生かしながら、新しいものは加えていったということで、若干、それは、スペースは確かにありますけれども、必要以上に載せる必要もないのかなというふうには思っておりますので、そこは、構成上の、レイアウト上のことだというふうにご理解いただければと思います。

それと、あと 57 ページからのところですが、55 ページから、この第6節は始まるわけですが、ここについては、ご覧のとおり、「協働と共生による きらめきの郷づくり」、それから、地域活動を支え協働を確立するという大きな項目として、こちらのほうとしては捉えております。

で、ここについては、地域バランスも考慮して、各13の地域づくり協議会から1枚ずつ写真を選定いただいております。これは、各担当の、地域づくり協議会の担当、それから、各センター長に相談させていただいて、この写真の掲載をしているということでございます。

特に、この順番というのは、この大きな節の中で捉えておりますので、レイアウト上のこともありますので、こういう形で、行政順で掲載をさせていただいているということで、それ以外の他意があるわけではございません。

以上でございます。

副議長（小林裕和君） ほかにございますか。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） これをつくるに当たって、前にいただいた前期基本計画検証ノート

で、ちょっと見せていただいておりますんですけど、その中で、営農組織の充実と、担い手づくりなんかも、だんだん、そういう担い手の人が、どう言うんですか、年いって、若い人がなかなかいうようなことがあるんですけど、これC判定で出ておりますけれど、CをさらにBとかAにするために、どういうふうなことをやっていこうとするのか。

そして、私、思うんですけど、今、ウクライナの難民を日本の国も兵庫県も姫路市とか受け入れると言っていますので、国や県が責任持ってくれるのであれば、佐用でも、ある程度、50人なりとも受け入れて、そういう不足しておるところの方に、そういう、いわゆるお助けマン的な格好でしていただくようなことはできないでしょうか。これ国挙げてのことなんですけれど、国も県も放っておきませんから、佐用もそういう表示をされたらいかがでしょうか。

副議長（小林裕和君） 誰が言いますか。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 今回の国際情勢の中で、ウクライナの件は、非常に皆さんが、胸を痛めている状況です。世界中で、いろんな支援の輪も広がっておりますし、いろんな、この侵攻、侵略戦争を終結させるための、それぞれが、世界の国々が、その責任をみんなで一緒に協力して、果たしていかなければならないということで、それと同時に、そうした侵略戦争によって、ああした多くの方が、非常に国外に逃れ、難民が世界中に広がっている。これを、それぞれの国が、また、受け入れて、支援をしていこうという輪も広がっております。

そのことは、今回の第2次の総合計画の今日の今の審議の中の話ではありませんので、それは、今後、国や、また、県、全体として、される時に、当然、日本の国民、国としての佐用町においても、そういう役割を担うところが、当然あれば、積極的に、また、そういう問題にも取り組んでいきたいと思っておりますけれども、今の議題に上げられております総合計画につきましては、これはこれでご審議をいただきたいと思っております。

副議長（小林裕和君） ほかに。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） そのこの雇用の機会の拡大というの、一応、この前いただいたんでは、Cということでございますが、さらに拡大するために、町長は、そういうテクノの関係で、そういうふうなところもということで、言われておるんですけど、Cを、さらにBなりAにするために、佐用としては、どのように、また、計画的に、この新しい分野に盛り込んでいこうとしておりますか。

〔企画防災課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） お答えいたします。

先般の岡本議員からの一般質問でもお答えをさせていただいたとおりでございます。

今、おっしゃっていることにつきましては、今回の後期基本計画の5ページ、6ページに記載をしてございますような、施策を進めていきたいということでございます。

一般質問と重複する部分あるかと思えますけれども、なかなか佐用町単独で、例えば、大きな企業を誘致するというのは、もちろん、来ていただけるのは、大変ありがたいし、それは期待をしたいんですけれども、現実的には、なかなか土地の問題、それから、逆に働く人の問題、そういうこともございますので、なかなか直ぐには、現実的には難しいんじゃないかなというふうに、考えております。

そんな中で、やはり定住自立圏とか、連携中枢都市で近隣の市町と連携して、佐用町内に立地はしていないけれども、例えば、テクノで企業が進出していただけたところで働いていける、そういう雇用の場を連携して進めていく。あるいは、現在も行っておりますが、学校の跡地の関係で雇用を生み出していく、現在も利神小学校、三河小学校についても、これからも、現在のところないんですけれども、これからも継続して募集はしていきたいというふうに思っております。

それと、あと商工観光課のほうで、新規起業・創業支援の取組もしております。また、ビジネスプランコンテストというような、そういった取組もしておりますので、こういったように、6ページに記載をしておりますような取組を、引き続き進めて、なるべく雇用の促進にも努めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

副議長（小林裕和君） ほかにございますか。

〔平岡君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 7ページの農業の状況の表と、それから、10ページの商工業の振興のところの年間販売額・商店数の推移、これは、7ページの場合は最終が平成27年、10ページの場合は、平成28年ということで、出典が兵庫県ですけれども、統計上、これは間に合わなかったんでしょうか。新しいものにすべきだと思えるんですけれども、いかがでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 松阪農林振興課長。

農林振興課長（松阪鉄矢君） まず、農業の状況につきましてですけれども、統計の状況につきましては、いろいろと例えば、農林業センサスの関係が、やっぱり5年ごとということになります。そういった中で、その結果、集計が出てくるのが、やはり2年もかかってしまうというふうな状況の中で、兵庫県の統計も、それに合わせて、同じような形で見させていただく中で、この表には、今回の計画には間に合っていないということで、ご理解いただければと思います。以上でございます。

副議長（小林裕和君） ほかにございますか。

〔商工観光課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 農業センサスではございませんけれども、経済の統計についても同じような事情でございます。

副議長（小林裕和君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 7 ページの場合だったら、そうなんでしょうけれど、平成 27 年、2015 年ですよね、西暦。今、2022 年。20 年の統計、令和 2 年分が上がってもいいのではないかなと思ったんですけど、そんなに時間がかかるんですね。そういう意味ですか。

〔農林振興課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 松阪農林振興課長。

農林振興課長（松阪鉄矢君） 特に、センサスがらみ、統計につきましては、差異のないようにということで、その精査にかかるのに時間がかかるということで、なかなか確定したデータは出てこないということで、ご理解いただければと思っております。

また、表現も、まだ、今のところは、兼業農家、こういう表現をされているんですけども、この表現も、また、調査項目によっては、表現が変わったりすることもございます。そういった中では、確定してからいう数字にしたいと思っておりますので、どうしても遅れているということでご理解いただければと思います。以上でございます。

副議長（小林裕和君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） なければ。いいですか。

副議長（小林裕和君） はい。

13 番（平岡きぬゑ君） 30 ページの地域文化の継承と創造のところ、これも写真説明がされている点で、前期の時には、いわゆる子ども歌舞伎であるとか、平松の武者踊りが、写真説明が入った形で、いわゆる地域の行事の衰退が懸念されますという表現がありますから、実際、子ども歌舞伎も、もうできなくなった状態ですので、そういうものは外されたのかなとは理解しましたがけれども、地域では、瑠璃寺などは、国指定の重要文化財もあり

ますし、そういう点では、ちょっと、配慮もあってもいいのではなかったのかなと、私としては見て、思ったんですけれど、そのへんは、この計画をつくる上では、議論の中に上がったんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） お答えいたします。

今、平岡議員ご指摘のとおり、今、30ページの写真につきましては、今の状況を踏まえて、写真については、この利神城跡ということの写真にさせていただいておりますが、これはあくまで代表的なものとして掲載しているわけでございますので、何も、それ以外が軽視しているとか、そういうことではございません。

一番最初、12月でしたか、1月でしたか、全員協議会で説明をさせていただいて、12月で説明させていただいて、1月で意見交換の場を持たせていただいたと思います。その際に、議員の皆様からも、どう言うんでしょう、平福利神城だけじゃなくて、もっと、ほかにもあるんだよというような意見も、その場でいただいたところです。その意見を踏まえまして、地域バランスということも考えました。それは、写真ということではございませんが、そういったことで、観光のところとか、そのほか、そういう地域文化の振興のところ、そういったところで、地域バランスを踏まえて、記載をし直した部分もございまして、そういうふうにご理解をいただければと思っております。以上です。

副議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第3号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第3号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第2．議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第2、議案第4号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第4号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第4号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第5号 第2次佐用町男女共同参画推進計画の策定について

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第3、議案第5号、第2次佐用町男女共同参画推進計画の策定についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 29ページの意思決定への女性参画の推進のページでお伺いします。
その文言の中にあります特定事業主行動計画について伺いたいですけれども、第1期計画の時も、その点を、私は、議会、本会議で質疑した経過があります。そこでは、当局の答弁はあるという、そういうものがあります。

ということで、ただ、その、ちょっとページがあれですけど、あるという、存在だけを示して、それでやり取りが終わっているんですけれども、この計画について、5年たちました。その計画そのものについては、国のほうの法律で、いわゆる公表する情報の公開、これが義務づけられています。その点では、どのような公開がされたのかというか、その計画の中で、審議の中では、この点については、どういう状況だったのか、まず、その点、伺います。

〔総務課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

この事業主計画といいますのは、5年に1回策定しておりまして、直近で言いますと、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間ということで、策定しておりまして、内容的には、佐用町、事業主ですので、佐用町役場内のこの男女共同参画ですね、こ

の計画を、どういうことにするかということになりますので、役場内のことでありますので、住民の方に広くというのは、特に考えておりませんで、この計画につきましては、ホームページのほうで、佐用町役場としては、男女共同参画に関して、こういう計画書を策定しておりますという形で公表しております。以上でございます。

副議長（小林裕和君） ほかにございますか。

〔平岡君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 引き続き、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） それでは、この事業主、佐用町役場内での計画については、ホームページで公表しているということで、はい、それはまた、確認したいと思います。

この計画書の 31 ページに、まちづくり推進会議として、この計画をつくる上で、第 1 回生涯学習スポーツ部会、令和 3 年 7 月 20 日に開いた中で、多可町におけるジェンダーギャップ解消への取組というのを、いわゆる学習したという掲載なんですけれども、その多可町においては、この計画見直しの中で、先ほど言われました数値目標について、ホームページの紹介もですけれども、計画書そのものに、初めは、ここの町も、あまり佐用町と人口規模、確かに多いですけれども、県内の多可町ですので、同じ町で計算のやり方が、その数値目標、今回、改めて 5 年経過した中で、具体的に現時点での数値、そして、目標を明確に、いわゆる計画ですから、住民に公表している形を取っています。佐用町の場合は、この欄がありません。そのへんが、ホームページで、改めて、そこのページに行かなければいけないのではなく、見える化するということを法律で明記されているのですから、公表として、私は、計画の中に明記すべきではなかったかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔生涯学習課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 谷邑生涯学習課長。

生涯学習課長（谷邑雅永君） お答えします。

先ほど、言われている計画数値というのは、この特定事業主の数値のことでしょうか。

特定事業主の数値につきましては、特定事業主計画のほうで数値を上げてあるんですけれども、今回のこの第 2 次男女共同参画推進計画につきましては、その数値的なものは、前回同様、現在のこの佐用町の今現在の、この状況といいますか、古くからの慣例が根強く残っている佐用町において、数字だけが数値を何々協議会を何人何%するとか、例えば、自治会の自治会長を何%女性にするとかという数値目標につきましては、今回も前回同様、この計画につきましては、掲載をしております。

全体的に基本計画、基本の目標を記載させていただいているという形で進めております。

数値が、まだ、現在の段階では、そういうことでさせていただいております。以上でございます。

副議長（小林裕和君） ほかに質疑はございますか。

〔平岡君 挙手〕

副議長（小林裕和君） ほな、引き続き、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 計画の中に、多可町の場合は、ちょっと、2つ言ったからあれだったんだと思うんですけど、担当課長が、私が質問した内容が、ちょっと理解されにくかったんだと思うんですけど、多可町の場合は、計画書そのものに、その数値が明記されています。

で、国のほうの事業主計画策定指針というのが、厚生労働省か、出していますけれど、その中で、公表という部分では、行動計画の周知、公表について、法律で決められており、広報誌やホームページ、掲載等、適切な方法で公表することが求められるというふうに明記されておりますので、その点では、ちゃんと数字を入れて公表すべきだと、私は、思いましたので、根強く残っていると、そういうことではないんですよ。法律的に公表しなさいと言われていていることについて、守るべきではありませんか。

〔総務課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

佐用町の事業主計画ですけれども、この内容につきましては、要は、女性が、この役場内で、女性の職員が働きやすくするためには、どうしたらいいかということ、主に考えております。ですので、事業主計画の中では、具体的に女性の割合ですね、例えば、採用者であれば、20%を維持するとか、その点に注力して、計画を策定しておりますので、議員が言われました点につきましては、今後、研究しまして、掲載できる事項がありましたら、この計画にのせていきたいと思っております。以上でございます。

〔生涯学習課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 谷邑生涯学習課長。

生涯学習課長（谷邑雅永君） すみません。先ほどの事業計画の数値目標につきましてなんですけれども、今、ちょっと、私、手元に持っているんですけれども、例えば、採用に対する課題、令和8年度まで採用者の女性割合を20%以上にするとか、そういう数値的なものは、この事業主計画につきましては、記載がございます。

〔平岡君「何ページに？」と呼ぶ〕

生涯学習課長（谷邑雅永君） この事業主計画のほうですね。先ほど、総務課で策定しております佐用町特定事業主行動計画の、ホームページに載っているという、掲載しているという。

副議長（小林裕和君） 別の計画書なんですか。

生涯学習課長（谷邑雅永君） お手元にはないんです。

先ほど、行動計画のことを、事業主行動計画のこの数値目標のことを、おっしゃいましたので、そういうものが、この事業主行動計画には記載されているということを、ちょ

っと、申し上げたんでございます。

副議長（小林裕和君） ほかに質疑はございますか。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本議員。

8番（岡本義次君） 13ページ、2番に、男女共に活躍できる環境づくりと、こう謳ってあるわけなんですけれども、例えば、役場職員でも、課長は、女性が、まだ、ありませんが、そして、小中学校においても、そういう女性の校長というのが、今、ないわけですね。でしたら、それを、どのような格好で、男女、ここに書いておるように、共に活躍できる環境づくりの中で、プランとしては、どのように役場も学校もされようとしていますか。そこらへんをお伺いします。

〔総務課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

まず、役場のほうなんですけれども、管理職、女性の管理職は、今、副室長以上ということですので、何人かといいますかおまして、管理職で言いますと、女性が約10人おります。課長はおりませんけれども、副室長が管理職ですので、その数から言うと10人おまして、18%おります。

その点を、どういったと言いますのは、女性であるからとか、男性であるからとか、そういう区分ですと、やはり管理職というのは、資質と能力といったものが必要になりますので、当然、女性でも能力のある方、資質のある方につきましては、管理職になるというような方向性でございますので、特に女性枠として何名とか、そういったことも難しいと思っておりますので、推進につきましては、それぞれの能力を見極めながら、女性の方も、そういう能力がある場合は、管理職にするというふうな方針でございます。以上でございます。

〔教育長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） それでは、小中学校の管理職についてですが、以前は、女性の管理職もございましたが、ここ数年、女性の管理職はゼロになっております。ただ、呼びかけはしておりますので、やる気のある女性職員については、管理職目指して受験をしていただきたらと思っておりますし、その場合にも、先ほど、総務課長言われたように、能力と、やっぱり資質も重要ですので、町の面接や試験もありますし、それから、その後、県の試験、面接もありますので、県に向けての学習会も一応しておりますので、何とか、県の基準に達するように、町のほうとしても頑張っておりますが、今のところ、町のほうの受験者もおりまして、県のほうも受験しますけれども、なかなか、合格のほうできておりませんので、そういった取組は続けて、引き続いて行っていきたいなというふうには考えております。

副議長（小林裕和君） 他に質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本議員。

8 番（岡本義次君） 39 ページ、一番下、自治会長など地域における役員は男性がほとんどであると、会長とか団体の長などは男性が多いと、こういうような中で、女性が入っていただくためには、当局としては、どのような案がありますか。

〔生涯学習課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 谷邑生涯学習課長。

生涯学習課長（谷邑雅永君） お答えします。

個別に、これということはないんですけれども、町といたしましても、この男女共同参画は人権課題として取り組んでおりまして、人権課題に関する講座とか、また、高年大学の一般講座の中で、男女共同参画や女性の参画推進をテーマとして取り扱ったり、女性の働き方セミナーや就業相談などを実施したり、また、広報紙を活用した啓発を行ったりしております。そのことが少しずつ、男女共同参画の推進につながっておるものと、考えております。

副議長（小林裕和君） ほかに質疑はございますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 5 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 5 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4．議案第 20 号 令和 3 年度佐用町一般会計補正予算案（第 9 号）について

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第 4、議案第 20 号、令和 3 年度佐用町一般会計補正予算案（第 9 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔金谷君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 15 ページの臨時財政対策債、これも提案説明の中で皆減ということですが、この起債については、交付税の前借という性格がありますけれども、臨時財政対策債の皆減の理由、交付税の絡みでは、どういうふうになっているのでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） この臨時財政対策債につきましては、普通交付税の一部ということになっております。

で、3億3,700万円余りににつきましては、今現在、財政的に繰上償還といった形でしておりますので、あえてこの臨時財政対策債を借りるといふことはしないという方針でございます。

したがって、この3億につきましては、減額させていただいているということでございます。以上でございます。

副議長（小林裕和君） ほかにありますか。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 18 ページ、一番上でございますけれども、移動販売運営補助金が700万円三角になっております。これらは、どんなんでしょう。もっと、その移動販売されている方に対して、呼びかけとか、そういう補助の分の、そういう連絡等があったんでしょうか。そこらへんは、どうですか。

〔商工観光課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 移動販売の新しい事業につきましては、これコロナ対策で、一応、上げていただかせていただいたものなんですけれども、これまでは、3分の1の補助金だったんですが、コロナ対策で、各地域を、もし回っていただける方が1社でも増えればという思いで、3分の2まで補助額を増やして、臨時的措置として、コロナ対策という臨時的措置として上げさせていただいた分ですが、一応、現在、回っていただいております、移動販売を行っていただいておりますお店のほうなんかにも、直接出向いたりして、いろいろ情報を聞いたりとか、もし買い替える必要があるのであればというようなお話も、実際に、本人と直接お会いしてさせてもらったというようなこともやっておりますけれども、今のところ、既存の車で、何とかかんとかやりくりできるというような現状も、お話もいただきまして、当然、そういった部分での事業者さんに直接するというような踏

み込んだ、そういう啓発もさせていただいたんですけれども、今回は、そういう要望がなかったということで、今回、取り下げをさせていただいたというところでございます。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本義次議員、

8番（岡本義次君） 19ページの老朽危険空き家除却支援事業補助金187万2,000円、これも三角なんですけれども、これ3年度で最終的に何戸のお家を除却されたり、こういう、もし、ほかにあれば残さんでもよかったんじゃないかというような気もするんです。そこらへんは、どうでしょう。

〔企画防災課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） はい、お答えいたします。

こちらの老朽危険空き家の件ですけれども、当初予算を算定する時には、3軒分で見込みを立てておりました。

が、実績としては、2軒分で、うち1軒は満額の金額になりますが、うち1軒については、満額まで行かない金額で除却ができたということですので、今回の補正で減額をさせていただいたというところでございます。

ほかに、危険空き家というか、老朽した空き家たくさんあるわけですけれども、この特定空き家に認定するためには、やはり、その接道、道に面していて、誰かに迷惑かけるとか、あるいは、本来的には、ご自分で建てたものは、ご自分で除却していただくというのが、これあくまで大原則でございますので、本当に真にやむを得ない場合のみ、こういう補助の制度があるという制度の立てつけになってございますので、今後も順次、そういったものが出てくれば、対応はしていきたいと思っておりますが、何でもかんでも適用できるというものではないということは、ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 私も、それは、何でも、かんでもじゃなくて、やっぱり道路に面して、通学とかそういうなの、倒れたら危ないとかいうようなことは、十分認識しておりますけれども、そういうやつが、ほかにあって、これだけ残ったんかなという気がしておったから。

それと、20ページの一番下の個人番号カードシステム整備委託料となっておりますけれども、これ、今、最近、よく呼びかけて作っておりますけれども、どれだけ町民に対して、できたんでしょうか。ここらへんはどうですか。

〔住民課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 山田住民課長。

住民課長（山田裕彦君） お答えをさせていただきます。

ただ今、岡本義次議員からご質問のあります 418 万円につきましては、これは、国のほうで、現在、転入・転出手続き、転出の手続きに、転出元の役所に行き、転入する際に、また、転入先の役所に行くという、現在は、両方で手続きが必要でございますけれども、今後、マイナンバーカードを利用して、転出のほうについては、スマホとかでマイナポータルというシステムを利用しまして、その役所に出向かなくても手続きができるようになります。

転入先には、当然、手続きに行く必要があるんですけども、そのための、このシステム整備の補助金 418 万円ということで、計上しておるものでございます。

これは、国内全ての自治体が一斉に取り組むものでございます。

ご質問いただきましたマイナンバーカードの普及の状況でございますけれども、ちょっと、手元に詳細な何十何点何%までというような資料は持っておりませんが、現時点におきまして、申請については、50%は超えて、50 数%という状況でございます。以上でございます。

副議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

〔金谷君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 32 ページの農業振興費の中で、これは来年度の予算審議の中でお聞きしたんですけども、改めて、1 つが地域集積協力金 510 万円余り。

それから、産地パワーアップ事業補助金 270 万円。

それから、強い農業・担い手づくり総合支援交付金が 720 万円が、減額ですけども、この取組状況について、この予算に上げながら減額されるというふうな、町としての取組状況はどうだったのかということを、ちょっと、お聞きしています。

〔農林振興課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 松阪農林振興課長。

農林振興課長（松阪鉄矢君） まず、この 3 つの項目につきましては、全て国の補助金絡みになってきます。そうしますと、どうしても、その申請された方が、この補助を受けるために、第一段階としまして、申請の段階において、町のほうで予算計上をしておく必要があるというふうな形で、予算計上のほうは、させていただきます。

そういった中で、まず、地域集積協力金につきましては、予算見込みとしましては、約 20 町歩、要は、人・農地プランを策定されて、実質化された。そういう方が、地域で中間管理事業、要は、ひょうご農林機構を使われて、利用権の設定をされると。そして、集積していくといった方に対象となるんですけども、そういった中で、実は、前年度、2 つの集落で、そういった実質化されたところがございます。そういった中では、約 20 町歩がございましたので、その分を予算計上させていただきますけれども、実際にされたのは、この地区以外のところでされたという中で、これも数字としましては、その 20 町歩に比較しますと、大体実績としましては、3 町歩ほどだったということで、減額になっ

ております。

また、この金額につきましても、その集積率によって、補助金の単価が違いますので、要は、つくられてすぐに集積されますと、非常に高い集積率で、単価も2万8,000円ぐらいになるんですけれども、既につくられておるところが、集積していきますと、どうしても集積の%が少なくなりますので、そういった場合には、集積の金額も少なくなっていくといった中で、大幅な減額になったということでございます。

それから、産地パワーアップもあったんですけれども、希望はございますけれども、なかなか、要項としましては、売上げを10%伸ばす。また、経費のほうを10%下げただけとといったことが、今までの要件になっています。なかなか、この要件が達成できないといいますか、申請の段階で、既に、この補助メニューが使われていたところがございますと、この目標を3年以内に達成していないと、このメニューには、なかなか当たらないといった中で、今年度につきましては、1認定農業者さんが、トラクター買われまして、その分で570万円程度の補助金を出すような形になりました。

それから、強い農業・担い手づくり総合支援交付金ですけれども、これにつきましても、産地パワーアップとよく似た形になりますけれども、産地パワーアップの場合は、リース事業に対しての補助メニュー、強い農業につきましても、購入する際に、その方が、お金を借りると、そういった場合に、補助が当たるといった形になります。そういった中でも、なかなか、その方が、なかなか過去に一度は補助金いただいているんですけれども、今回、例えば、更新したいといった中で、果たして、その10%の売上げの伸ばしなり、それから、経費の削減というのが達成されていないと、手を挙げた中でも、なかなか、これは申請できませんといった形になりますので、今回、その分につきましては皆減といった形になりました。

町としましては、そういった中で、やはり、そういった農業機械を購入される方、希望される方、いらっしゃいますので、当初の予算には、大体、農機具にしますと、2台なり3台なりの購入を予算計上させていただいているということでございます。以上でございます。

副議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 41ページの教育費、小学校費と、それから中学校費のそれぞれ委託料の中のスクールバス運行委託料で、小学校は4,000万円。中学校の場合は850万円。当初予算と比較すると約半分になろうかと思うんですけれども、減額、要因があったと思うんですけど、ちょっと、その確認の意味で、説明お願いしたいのと、同じ、内容ですけど、ページ数が違って、28ページの民生費の保育園費で通園バス運行委託料、これもマイナス1,198万2,000円ということで、半額になっているんですけれども、これは、この令和3年度の中では、大きな要因はどうだったのでしょうか。お伺いします。

〔教育課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） お答えいたします。

小中学校のスクールバスの運行委託料につきましては、業者委託しておりますけども、その部分で、令和3年度の委託に当たりまして、令和3年2月に見積入札を実施いたしました。その結果、入札減でございます。以上です。

〔健康福祉課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

保育園につきましても、令和3年度の契約に当たりまして、契約更新のための見積入札を行っております。利神保育園、上月保育園、南光保育園の運行委託ということで、保育園に関しましては、通園バスにつきましては、町の所有で、維持管理については、町のほうが費用を持っておりますが、運転の部分だけの委託でございますが、入札減によりまして、減額となっております。

副議長（小林裕和君） ほか。

〔平岡君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） はい、ありがとうございます。

当初予算の見積りというのは、前年度での実績を基にして当初予算が計上されますから、いわゆる半額で入札が行われたという結果で、濃い関係者ですけれども、安全性の面であるとかの点で、ちょっと危惧する声をお聞きしたりしたんですけれども、この3年度の入札結果を受けて、別に運行上、特に問題がなかったとは思いますが、何で、こんなに安く取れるんやというようなことを言われた方もあったんです。

で、業者の方ですけれども、そういう点については、安かったら、確かにお金が少なくて済むわけですが、そういう安全性の面などについては、当局としては、入札のあり方として、基本的なところ、どのように考えておられるのか、改めて伺います。

〔教育課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 入札ですから、あくまでも競争の原理に基づいて入札執行しております。

これまで2業者だったものが、このたび1業者になったということで、かなり落札された業者さんは、頑張っただけで落札されたんだろうなと思っております。

ただ、内容につきましては、最低限の価格ではあるかと思っておりますけれども、安全上は問題ないのかなというふうに考えております。

ただ、行政、私どもといたしましても、その点については、一番危惧しておりましたので、適時、随時、運行状況等も確認をさせていただきながら、その状況というものについては、安全管理面での確認をさせていただいております。以上です。

副議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 8ページ、歳入のところで、町税が6,500万円、町民税2,900万円、個人1,200万円、法人1,700万円、そして、固定資産税が2,500万円と続いてございますけれど、これらの要因については、どんなでしょう。

〔税務課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 大永税務課長。

税務課長（大永和重君） まず、法人税についてなんですけれども、260万円均等割が減少しております。これについては、法人税というのは、前年度所得がある一定の額を超えますと予定納税というのをしなければならぬということになります。今回、コロナの影響を受けて、法人税割が少なかったところが、予定申告をする必要がなくなったということで、均等割を納めなくてもよいと。均等割の半分を納めなくてもよいということになりましたので、この分が減少しております。

で、この分については、来年度の確定申告のところで、100%入るといえるか、予定申告で半分納めていたのを、確定申告で精算するという形になりますので、来年入ってきます。

それから、2,000万円の増額については、やっぱり前の時にも説明させていただきましたけれども、法人税は、コロナの影響を受けて下がるところと、コロナの影響を受けて増加するところがあります。このへんが、ちょっと、読みが、なかなか難しいところなんですけれども、直近の収入状況とか、それを考慮させていただいて、あと見込の段階で2,000万円の増があったということで、増額をさせていただいております。

それから、固定資産税につきましては、これもコロナの影響を受けまして、当初のところで減税を9,500万円、家屋と、それから、償却については行っております。これについては、100%国のほうから補填されるということだったんですけれども、減額の申請を受けたのが800件ほどになります。それについての額が償却と、それから、家屋を合わせまして、実質3,200万円ぐらいになったと。6,500万円が減額はなくなったと、これについては、当初のところから請求はしておいたという形になりますので、そのへんが、入ってきたということと、コロナで下がった。それから、家屋については、新築があったり、軽減が終わったり、滅失があったりというようなことが、いろんな要因がありまして、償却については、太陽光が出てくるというようなことがあって、土地では300万円の減、それから、家屋については、2,000万円の増。償却資産については800万円の増というふうな、そういうふうな状況になっております。以上です。

副議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。

〔金谷君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 39 ページの常備消防、西はりま消防組合負担金 1,300 万円の減額ですが、この減額の理由は何でしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） お待たせいたしました。すみません。

ちょっと、これについては、負担金を年間数回に分けて、支払いをしておるわけですが、西はりま消防組合の運営にかかる費用について、負担金を支払っておりますが、その実績による減額ということで、西はりま消防組合のほうから連絡が来て、最終的には、この負担金で賄えるということですので、実績による減額ということでございます。以上です。

〔金谷君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） そういうことなんでしょうと思います。

で、その実績ですけれども、構成町で減額されるような要因をお聞きしたいんですけれども。

副議長（小林裕和君） しばらくお待ちください。

〔総務課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） 詳細につきましては、ちょっと、今、手元に資料がございませんので、ちょっと、調べさせまして、後ほど報告させていただきたいと思います。以上です。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 西はりま消防議会のほうも、私も出ております。当然、毎年、こうして実績に基づいて精算をしております。

広域行政について、ほかのにしはりま環境なんかでも、2,000 万円、3,000 万円ぐらいの補正が、減額があったり、それは、当然、予算として、当初から、ある程度は、その実際に必要であるかどうかという、ある程度、マックスのところで、予算も立てられているところもあると思いますけれども、西はりま消防も計画的に装備のほうも、整備をしておりますので、特別に今回、今年だけが減額になったということは、私も聞いておりませんでしたけれども、ただ、装備等、特に西はりまのほうでは、はしご車なんかを、小さいはしご車に変えたり、そのへんの入札とか、かなり年間、何億の事業をやっておりますから、そう

いう面で、先ほどの、いろいろと事業においても、今、入札によって、そうした最終的な支出が決まってくるので、そこらあたりが差が出ているというふうには思っておりますけれども、特別に大きなもので何かなかったと、必要でなくなったとか、事業が取りやめになったとか、そういうことは聞いておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

副議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 34 ページ、農林水産業費の中で、地形図作成業務委託料 765 万円少なくなっております。

それと、その上の、有害鳥獣駆除活動補助金 479 万 7,000 円、これらについても、やはり残さんと活動をやっていただけたらいいと思うんですけども、そこらへんどうですか。

それから、町単独造林事業補助金 1,220 万円、これらについても、この要因については、どんなでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 松阪農林振興課長。

農林振興課長（松阪鉄矢君） まず、1 点目の有害鳥獣の駆除活動の補助金でございます。これにつきましては、479 万 7,000 円の減額をさせていただいております。実際のところ、有害鳥獣に対しての補助金なんですけれども、これにつきましては、頭数が捕ればいいんですけれども、実際のところ、頭数が少なかったということになります。

見込みと申しますか、大体 1,100 頭程度見込んでおったんですけれども、806 頭が、銃の場合は 806 頭、それから、わなの場合も 350 頭見込んでおったんですけれども、329 頭ということで、これは、どうしても、どんどん捕れるといったものではございません。やっぱり、実績に基づいてというふうな補助金になりますので、どうしても、こういった大きな、当初見込みよりは少なくなったということで、減額させていただいております。

それから、2 点目の地形図作成業務の委託料の件ですけれども、これにつきましては、当初、5,000 万円程度見込んでおりましたけれども、これも、先ほどからお話が出ていますように、入札減によるものでございます。この委託者の入札になりますので、この分をほかというふうなことも、今回は、考えておりませんので、地形図につきましては、この分ということで、入札減であったというふうにご理解いただきたいと思ひます。

それから、3 点目の町単独造林事業の補助金でございます。これにつきましても、当初は、約 120 町歩ぐらいを見込んでおったんですけれども、実際に事業者さんが、経営体の方が、やはり 80 町歩ほどしかできなかったということで、この実績に基づく減となっております。どんどん、やっていただければいいんですけれども、やはり事業者の都合もござひます。また、計画もござひます。そういった中では、ちょっと、当初見込みよりも少なくなったということで、ご理解いただきたいと思ひます。以上でございます。

副議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。

[金谷君 挙手]

副議長（小林裕和君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） 43ページの三日月文化センター運営費の工事請負金4,400万円。この減額の理由。概算で結構ですから、その要因もお答えください。

[三日月支所長 挙手]

副議長（小林裕和君） 服部三日月支所長。

三日月支所長（服部吉純君） これも当然、入札執行した入札減で、この金額が出ております。それで、当初、設計の中で、それは、最初から分かっておったんですけども、文化センターの内部と外部にアスベストが含まれておりました。その関係ですとか、解体と、それから、造成工事、両方ございまして、設計の金額と実際の入札と、入札額が結果的に低くなったということでございます。

[金谷君 挙手]

副議長（小林裕和君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） そうなんです。ですから、さっきも聞いたように、その大きな、概算で結構ですから、大きな要因、入札、その設計価格と実際入札した額の差額の大きな要因は何なのでしょう。

[三日月支所長 挙手]

副議長（小林裕和君） 服部三日月支所長。

[町長 挙手]

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） その額の要因と言っても、特別に設計で不必要なものを、当初、設計に上げていて、それが必要なかったとか、間違いであったというのであれば、それが1つの要因というところなので、これがなくなりましたということが言えますけれども、これは、入札執行しまして、当然、最低制限価格というのは設けておりますけれども、解体の場合は、建物をつくる、新しいものをつくる工事ではありませんので、町のほうでも、いろいろとほか、調査もいたしまして、こうした解体撤去に伴う、除却に伴う最低制限価格は、当然、普通の新しい建物をつくる時の入札率と言いまして、最低制限価格を算定する計算の中で、かなり、それは、低く抑えるようにしています。

それは、どうしても、業者の方々の仕事の中で、新しいものをつくれれば、それに対する後の、当然、建物、構造物の責任をしっかりと取って、責任を持って、それだけのものをつくっていただく、そういうことで、最低制限価格というのを設けるんですけども、解体の場合は、全部撤去してなくなるものですから、安全に想定に基づいてやっていただけ

れば、ある程度、安くできる業者があれば、それなりに、そこに落札をするということになっております。

ですから、今回の解体については、多分、1億ぐらいな予算だったと、1億余りの予算だと思えます。それを最低の入札率を決めて、最低制限価格も設けてはいますが、そのギリギリのところ、落札しておりますから、そこで、多分、3,000万円か4,000万円ぐらい安かったと、減額になったと思うんですけども、普通でありますと、建物ですと、大体、入札率を、いろいろと計算していけば、設計の80%か90%近くに、最近の建物の計算上はなりますけれども、解体撤去の場合には、大体、その額を、入札率をかなり低く抑える中で、設定をさせていただくという形で執行しておりますので、それだけの大きな差が出ているということが大きな要因です。

副議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 30ページの保健衛生費の23目、歯科衛生費です。117万円の減額、これは、当初予算そのものから、いわゆる歯科保健センターの医師が関わるころのものは、令和3年度は全くしなかったという現実ですけれども、いわゆる在宅訪問診療について、システムとして、郡の医師会に、いわゆる必要とする人たちの情報ですね、それを届けて、順番に必要とする医師会の中で担当される方が決まって、結果的に歯科医師会、歯科保健センターの担当医のところの必要とするところまでえはいかなくて、そこで全部、必要とされた方々は対応ができたという結果かとは思いますが、今後のことも、予算でも上がっておりますけれども、そういった在宅の訪問診療は、非常に費用もかかりますけれども、コロナ感染の予防であったり、予防という観点からは、介護を進行させないことであるとか、それから、健康で長生きできるようにすることとか、誤嚥性肺炎とか専門的な立場からすると、非常に口腔ケアは重要な問題ですので、そういった発展する前向きな対応ができるように、町として、この結果を受けてですが、考えを聞かせていただけたらと思うんですけど。

〔健康福祉課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

まず、今回の補正第9号の歯科衛生費の減額の117万円につきましては、各節の説明のところにもありますように、南光歯科保健センターの医師が訪問歯科診療をする件数によって、当初の見込みと比べて実績が少なかったということでの減額でございます。

令和4年度につきましては、南光歯科保健センターが閉鎖ということになりますので、在宅で、寝たきり等で、どうしても自分で歯科医院に通院ができない方等の情報につきましては、これまでと同様にケアマネジャーさんとかからの情報によって、まずは、町の歯科衛生士のほうが、その情報を郡の歯科医師会のほうに連絡を取りまして、郡の歯科医師会のほうから訪問ができる方、できる医院、そちらのほうから訪問をしていくということをお願しようというふうに思っております。

それで、それに当たりまして、当然、訪問して治療を行いましたら、診療報酬というのが発生するわけなんですけれども、その報酬と、また、別で、患者さんをお一人1回につき2万円の歯科医院への助成ということ、新たに設けて取組のほうをしていただくようにということで、予算のほうも4年度のほうに計上をさせていただいておまして、そういう取組によって、在宅歯科訪問診療、治療のほうは、そういった形でやっていきますし、また、歯科衛生士のほうは、保健活動として、町内のお口の中が気になる方というふうな情報いただきましたら、各戸のほうに訪問をして、状況の確認、それから、治療が必要であれば、治療のほうにつなげていくというふうな取組のほうはしてまいりたいと思っております。以上です。

副議長（小林裕和君） ほかにございますか。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 35ページ、一番下、急傾斜地崩壊対策事業負担金、これ4,961万円少なくなっておりますけれど、これは事業を1つ上げておったところをやらなかったとかいうようなことなんでしょうかということと、令和3年度においては、何キロの何か所ぐらいできたんでしょうか。

〔建設課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 重崎建設課長。

建設課長（重崎勇人君） 申し訳ありません。令和3年度の延長であったり、細かなところは、手元に資料がございません。

まず、令和3年度の予定しておりました地区数が15地区ありましたが、実際、実施ができたのが7地区となっております。

これの減りました要因としましては、令和2年度に追加補正で地区がかなり増えております。ということで、令和3年度の当初予算をつくった段階では、まだ、予定には入っておりませんでした。その後で、令和2年度に追加になったということで、前倒しになったというようなところから、令和3年度の分が減ったというような内容でございます。

副議長（小林裕和君） ほか。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本議員。

8番（岡本義次君） 7か所しかできなかったということでございますけれど、その7か所のメーター、また、分かったら教えて。

それから、次のページ、道路維持費の4,500万円。そして、その下の道路新設改良の分で1,400万円少ないんですけれど、これらの要因はどんなんでしょうか。

[建設課長 挙手]

副議長（小林裕和君） 重崎建設課長。

建設課長（重崎勇人君） お答えいたします。

まず、道路維持費の工事請負費の 4,500 万円の減、これにつきましては、町内、かなり多くのところで、例えば、舗装の修繕工事であったり、緊急的な道路の修繕、また、側溝の清掃、そういったものが主な内容になっておりまして、入札減であったりというふうなところが、主な内容になっております。

次に、道路新設改良費の工事請負費の 1,400 万円の減、これにつきましては、道路改良工事としまして、大きなものが、佐用中学校へ上がる登校路の改良工事、これを 2 年間かけて、2 年度、3 年度で行いました。3 年度につきましては、事業完了しました関係で、入札減であったり、予算が余ったというところからの減額となっております。

副議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 20 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 20 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

副議長（小林裕和君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開を 11 時とします。

午前 10 時 42 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

副議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第 5. 議案第 21 号 令和 3 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）について

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第 5、議案第 21 号、令和 3 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 21 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 21 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6．議案第 22 号 令和 3 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）について

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第 6、議案第 22 号、令和 3 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 22 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 22 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7．議案第 23 号 令和 3 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）について

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第7、議案第23号、令和3年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 9ページ、居宅介護サービス給付費負担金が1,300万円三角。それから、地域密着型介護サービス給付費負担金が2,500万円の分と、それから、施設介護サービス給付費負担金が3,000万円少なくなっております。これら、やっぱりコロナ禍で、ある程度、こういうような、どう言うんですか、中身が若干違ってきておるというのは、何か、内容的に、どんな把握いうのか、状態なんでしょうか。

〔高年介護課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 古市高年介護課長。

高年介護課長（古市宏和君） それでは、お答えします。

令和4年度の予算の時にも、ちょっと、若干、説明させていただいたんですけども、令和3年度予算自体は、第8期の介護保険事業計画作成前ですので、見込みで、少し多めに予算化しております。その関係もありまして、全体的に減になっております。

ただし、地域密着型介護サービス給付費ですね、2,500万円増となっております。この理由につきましては、令和3年4月より看護小規模多機能型居宅介護サービスが開始されております。この見込値を、若干少なめに見込んでおりましたので、実際は、今、満床状態ですので、上がっております。以上でございます。

副議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第23号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第23号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第24号 令和3年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第3号）について

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第8、議案第24号、令和3年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔金谷君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） 5ページの建設改良費の中で、工事請負金、提案説明では、精算で7,500万円の減額ですけれども、この減額理由、何でしょうか。

〔上下水道課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 梶本上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） それでは、説明させていただきます。

工事請負費につきましては、予定工事10工区予定しておりました。

実施したのが8工区で、主な要因としましては、国道の改良工事による移設工事を予定しておったのが、それがなくなったという点でございます。

それから、もう1つは、三日月処理区、簡易水道で上水道の更新工事を予定しておりました。こちら、ちょっと、設計の見直しということで、影響範囲を、もうちょっと、広げたほうがいいのではないかとということで、そちらのほう、取りやめております。

それから、もう1つ、東徳久のほうで、上水道の更新工事を予定しておりました。大体850メートルほど、予定しておったんですけれども、こちらについては、影響するご家庭が多いということで、かなり工事をすることによって、影響が大きいということで、2工区に分けてということで、こちらについては、半分の370メートル程度で、今年は1工区行いまして、来年度に、もう1工区ということで、そちらのほうで減額になっております。

そういった部分がございます、7,500万円というような大きな金額になりました。以上です。

9番（金谷英志君） はい、分かりました。

副議長（小林裕和君） ほかにありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第24号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第24号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されま

した。

日程第 9. 議案第 25 号 令和 3 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案
(第 3 号) について

副議長 (小林裕和君) 続いて、日程第 9、議案第 25 号、令和 3 年度佐用町特定環境保全公
共下水道事業特別会計補正予算案 (第 3 号) についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

[岡本義君 挙手]

副議長 (小林裕和君) 岡本義次議員。

8 番 (岡本義次君) 4 ページ、900 万円からの減額、これ少なくなっております要因に
ついて、説明願います。

[上下水道課長 挙手]

副議長 (小林裕和君) 梶本上下水道課長。

上下水道課長 (梶本周作君) こちらについては、全て予定通り実施しておりまして、事業費
の精算見込ということで、減額しております。

副議長 (小林裕和君) ほかにありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

副議長 (小林裕和君) ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 25 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 25 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

副議長 (小林裕和君) 挙手、全員です。よって、議案第 25 号は、原案のとおり可決されま
した。

日程第 10. 議案第 26 号 令和 3 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案 (第 2 号) に
ついて

副議長 (小林裕和君) 続いて、日程第 10、議案第 26 号、令和 3 年度佐用町生活排水処理
事業特別会計補正予算案 (第 2 号) についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 4 ページ、修繕料が 300 万円から、そして、浄化槽のがその下 300 万円、どちらも少なくなっております。これについての要因は。

〔上下水道課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 梶本上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） こちらについても、実績の見込みによる減額でございまして、想定しておった額より、かなり少なくなったということで減額しております。以上です。

副議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔質疑なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。これより議案第 26 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第 26 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 26 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11. 議案第 27 号 令和 3 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）について

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第 11、議案第 27 号、令和 3 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 27 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 27 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12. 議案第 28 号 令和 3 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）について

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第 12、議案第 28 号、令和 3 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 28 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 28 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 28 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13. 議案第 29 号 令和 3 年度佐用町石井財産区特別会計補正予算案（第 1 号）について

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第 13、議案第 29 号、令和 3 年度佐用町石井財産区特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 29 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 29 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 29 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14. 議案第 30 号 令和 3 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）について

副議長（小林裕和君） 続いて、日程第 14、議案第 30 号、令和 3 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

副議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 30 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 30 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

副議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 30 号は、原案のとおり可決されました。

副議長（小林裕和君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。
お諮りします。議事の都合により、明日 3 月 23 日から 24 日まで、本会議を休会したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

次の本会議は、3月25日、金曜日、午前9時30分より再開しますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午前11時14分 散会
